

最良執行方針

2019年6月28日制定
NAB証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関する特定のご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」を対象とします。当社では、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」を含め、株券、新株予約権付社債券については、取扱いを行いません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、当社が相手方となって行う相対取引や当社海外関連会社との相対取引の媒介を優先して行います。

3. 当該方法を選択する理由

お客様に対して、市場価格を鑑みたくて当社が提供する合理的な価格で当社または当社海外関連会社との相対取引で執行させて頂く場合は、市場で執行するよりも約定の確実性、執行コストの短縮の面で優れていると考えられるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望等）があった取引
→ 当該ご指示いただいた執行方法
 - ② 取引約款等において執行方法を特定している取引
→ 当該執行方法
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上